



英領印度の關稅政策：大正十二年五月十五日神戸高等商業學校開校二十周年記念講演會に於ける講演

瀧谷，善一

(Citation)

經濟學商業學國民經濟雜誌, 35(3):355-388

(Issue Date)

1923-09

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00053586>



英領印度の關稅政策

〔大正十二年五月十五日神戸高等商業學校
開校二十周年記念講演會に於ける講演〕

瀧谷善一

一

世界大戰は各國に於ける商業政策に大なる變動を與へた。米國及び英國等の如き先進國に於て保護政策の色彩が濃厚となつたのみならず、從來は條約又は憲法の拘束により自由に關稅を引上げ得なかつた支那、印度の如き國に於ても關稅改正を行ひ、内地産業を保護せんとする兆候を示し來つたのは我國にとつて特に注意すべきことである。今我が國の昨年度の輸出貿易について觀るに、其四割五分(七億三千二百萬圓)は米國へ、二割三億三千萬圓は支那へ、六分(九千七百萬圓)は印度への輸出である。即ち支那は我國の第二の得意先であり、印度は第三の得意先である。而して此等の國は産業上我國よりは後進國であつて、我國の粗工業品に

ても需要するのである。而して我國は地理上此等の國に接近し、交通の便よく運賃比較的安きと、今日迄此等の國の關稅甚だ低かりし爲め相當の販路を得られたのである。然るに今後、若し此等の國が關稅の引上により内地産業を保護するに至つたならば、我國より輸出する粗工業品の如きは、大體其國に於て生産し得るに至ること比較的容易であるから、我が外國貿易惹いては我國工業に打撃を與ふることは常に深甚なる注意を拂はねばならぬ。就中、印度の方が支那に比して我國の輸出額少きも、關稅政策の變更が速に行はれんとする形勢にあるを以て、此に印度の關稅政策につき述べて世人の注意を喚起せんと欲するのである。

二

先づ最初に印度關稅政策の變遷の概要を説明しよう。印度の關稅政策の變遷は大體之を三つの時期に分ちて考察することが出来る。

第一〇期は東印度會社の支配時代であつて、大體一七六五年より一八五八年迄のことで保護の色彩のあつた時代である。元來印度に於ては、海關稅は古くから存

在して居つたのであるが、十九世紀の初迄は關稅率は各州に依り差異があり頗る複雑であつた。そこで一八一〇年の法律により之を簡單とし輸出輸入稅共從價七分半を原則とし、例外として五分又は一割を課することにした。而して此稅は一八一一年からは外國船舶にて輸入せる貨物に對しては倍額とせられた。即ち輸入船舶の國籍に依り、稅率に差別を設けたのである。其後一八三六年關稅は引下げられ、三分半を原則とするに至つたが、一八四五年には收入増加の爲めに五分を原則とするに至り、且つ船舶國籍差別制度は一八四八年迄繼續せられた。同年此制度は廢止せられ、其代りに貨物の國籍に依り關稅に差別を設けることとし、一般外國貨物に對する關稅を英國貨物に對する關稅の倍額とした。さうして此制度は一八五九年迄續いたのである。要するに此時代に於ては印度の關稅は英國の殖民政策より定められたるものであつて、印度をして英國の市場たらしむることを目的としたる英國の自國産業保護政策が行はれたのである。

第二期は自由貿易時代であつて、一八五九年より一九一四年に至る迄である。

印度が東印度會社の支配より英國の直接支配に屬すると同時に、彼の印度大叛亂に因る財政の不足を支辨する爲めに、一八五九年關稅率の引上を行ひ、一般稅率を

從價五分より一割とした。然し貨物國籍差別關稅は廢止せられた。處が其後財政上の餘裕つきたるを以て、一八六二年以來、漸次以前の低率に復舊せんとする政策が行はれた。即ち一八六二年には、綿布稅を從價五分に、綿絲稅を三分半に引下げ、一八六四年には一般稅率を從價一割より七分半に引下げ、一八七五年には多くの輸出稅を廢止し、一般輸入稅率を七分半より五分に引下げた。但し綿布に對する五分稅、綿絲に對する三分半稅は其儘據置いたので、本國政府の承認を得る能はず、ランカシャー綿業者の大運動の結果、印度政府は財政の餘裕つき次第速に此綿絲及綿布稅を廢止すべきことを命ぜられた。而して印度は一八七八年及一八七九年に至り、此稅の一部を廢止し、一八八二年には其殘部を廢止したのみならず、其他の關稅をも一切廢止した。かくて印度は一八九四年迄は行政上、財政上並に内國消費稅と均衡を保つ必要上已むを得ざる極めて少數の關稅の外、全く輸入稅を課せざる自由貿易國となつたのである。輸出稅も亦次第に廢止せられ、一八八〇年迄には米以外の凡ての輸出稅は廢止せられた。一八九四年ルビーの爲替相場が下落せる爲め印度は新財源を必要とするに至り、再び關稅を課することになつた。即ち從價五分の一般稅率を課したのであるが、綿布に課稅することについて

は、英國政府の承認を得ることを得なかつた。然し財政不足の状態は到底綿布の無税を許るさなかつたので、同年十二月に至り、綿絲及び綿布にも五分の税を課し同時に二十番手以上の印度綿絲にも五分の内國消費税を課することゝなつた。然し英本國の綿業者は之に満足せずして不服を唱へたので、一八九六年綿布の輸入税を三分半に引下げ、印度産綿布にも三分半の消費税を課することゝし、綿絲を免税することゝした。而して前記一八九四年の關稅率は其他には大體變更を加へられずして戰前迄採用せられて來たのである。即ち殆んど凡ての輸輸入品に對しては五分の税を課し、只五分税にては印度の發達を妨ぐると考へらるゝ物例へば鐵道材料、機械、鐵及び鋼鐵については例外を設け、又印度の發達を害せずして國庫の收入を増し得るが如き物、例へばアルコール飲料及び煙草には比較的高率の關稅を課したのである。要するに此時代は財政の必要より、時期により多少の税は課せられたるも、大體に於て自由貿易政策が採用せられたのである。只此に注意すべきことは、此は英國の爲めの自由貿易であつて、矢張り前時代と同じく英國を本位としたる政策を繼續したに過ぎないといふ點である。

第三期は、此度の世界大戰より今日に至る迄であつて、自由貿易政策より保護貿

易政策に至る過渡期と見るべきものである。印度は一九一六年、財政收入増加の爲め一般稅率を從價五分より七分五厘に引上げた。而して無稅品の品目を少くし、且つ一般稅率に對する例外をも少くした。即ち紡機及び鐵道材料以外の機械には二分半の稅を課し、鐵及び鋼鐵の稅を一分より二分半に引上げ、砂糖稅を一割とし、アルコール飲料及煙草の稅を大に引上げた。綿布關稅の引上も一寸問題となつたのであるが、此は印度と英國との間に非常なる爭議を起す問題であるから戰時英帝國の各部の結合を強固にする必要ある際、かゝる問題を持出して本國と印度との感情を害することを不利益なりと考へて、之れには手を觸れなかつたのである。輸出稅は一八八〇年以來、米に課するものゝ外存在しなかつたが、此年黃麻製品並に材料及び茶に對して新に輸出稅を課することになつた。

一九一七年印度は戰爭遂行の爲め、本國に財政的援助を爲さねばならねることゝなつた結果、英國政府の了解を得て、綿布の關稅を一般稅率たる七分五厘に引上ることゝした。但し印度產の綿布に對する消費稅は依然として三分半に止められた。此は大に注意すべき點である。又輸出稅については黃麻の關稅を倍額としたのである。

一九一九年に至り獸皮に對し一割五分の輸出税を課することゝなつた。只英帝國內に輸出せられる場合には、此關稅を割引して五分とする。此は印度の關稅改正の中で特に重要視すべき點であつて、印度の産業を保護し、英帝國に特惠を與ふる端緒を開いたものである。元來、印度には獸皮が多く產出されるに拘はらず、皮革工業が起らず、戰前には獨逸品が印度市場を獨占して居つたのであるが、戰時中印度の皮革工業が起つたので、之を維持し印度にて製品とすることを獎勵し、若し印度に於て之れが不可能ならば、英帝國の何處かに於て該工業を起さんと考へ、此輸出稅政策を採つたのである。

一九二一年印度は爲替相場の變動と軍事費負擔増加の爲め、財政未曾有の缺乏を告ぐるに至つたから、更に關稅改正を行ふて一般稅率を七分半より一割一分に引上げた。綿布關稅も亦一割一分に引上げられた。印度綿布の消費稅は從前の通り三分半に止められた。此關稅引上については印度大藏大臣は極力、收入増加の必要に迫られた爲めであつて、印度が貿易政策を變更する爲めでないと辯明して居る。それで印度の紡績業者は此れが爲めに比較的有利の地位に立つので、紡績工場に使用する機械並に用度品の無稅輸入の特權を廢した。其結果機械並に

用度品の多くは二分半の稅を課せらるゝに至つた。而して砂糖の關稅は一割より一割五分に引上げられ、アルコール飲料及び煙草の稅率も再び引上げられた。又燐寸には高き從量稅は課せられ、自働車、絹製品、時計、洋傘等の奢侈品には特に二割の關稅が課せらるゝに至つた。

一九二二年財政の困難益加はり、關稅より更に多くの收入を得るの必要に迫られたるを以て、一般稅率は更に從價一割一分より一割五分に引上げられた。但し綿布關稅及び消費稅は從來の儘であつた。此一般稅率に對する例外としては、機械は從前の通り二分半に止められたが、鐵及び鋼鐵竝に鐵道材料の關稅は二分半より一割に、砂糖の關稅は一割五分より二割五分に、奢侈品の關稅は二割より三割に、アルコール飲料の關稅は増稅の爲め消費を減少し國庫の收入を少くせずと考へられる點迄引上げられ、燐寸の關稅も倍加せられた。又一八九六年以來無稅であつた綿絲に對し五分の新稅を起し、石油に對しても關稅及び内地消費稅を課するに至つた。

上述せる處より之を觀るに、印度に於ける關稅の最近の特徴は(一)稅率が非常に高くなつたこと。(二)稅率は貨物に依り差別せらるゝことが多くなつたこと即ち

割五分の一般税率の適用を受くる物の外、無税品、二分半税品、一割税品、三割税品及び特殊の従價税品が増加したこと。(三)無税品の品目が減少したこと。(四)輸出税の課せらるゝものが再び増加せることである。由是觀之、印度の最近の關稅政策には收入増加以外の考が入り來つたことを察知することを得る。換言すれば戰時中より今日に至るまでの印度の關稅政策は自由貿易より保護貿易に進む過渡期にあるものと謂つてよいと思ふ。

三

上述の如く印度の關稅が最近非常に高くせられたる原因如何。先づ第一に關稅増徴の重要な原因は財政上の關係である。印度の財政は一九一四年戰爭開始の當時は可なり良好なる狀態に在り、戰爭開始後も一年半は新稅を起す必要はなかつたのであるが、印度が戰爭に参加した爲めに歳入の不足を生じ、此不足は多少永續性を有するに至つたので、一九一六年には租稅増徴の必要を感じ、各種の租稅を増徴して收入増加を計ることゝなり、従つて關稅も引上げられたのである。一九一七年印度は英國に對し一億磅の戰時贖金をせねばならぬことゝなつたの

で、既に述べたるが如く、關稅の一部引上を行ふたのである。かくて一九二〇—一九二一年度に於ては關稅收入は三億二千萬ルピーに上り、印度財政の中樞たる地租額に超過した。而して一九一九年の印度改正憲法により、地租は中央政府の收入でなくなつたので、中央政府の收入を得んが爲め更に關稅の増徴を行はねばならぬことゝなり、關稅は國庫の歲入上、益重要なる地位を占むるに至つた。而して一九二二年には財政益困難を告げたので遂に前述の如き關稅の大増徴を行ふに至つたのである。

英國は貿易上印度の關稅増徴に對し特殊の利害關係を有せるに拘はらず、關稅の増徴に同意せねばならなかつたのは、財政の必要上已むべからずと考へたからであらう。かくて印度の關稅收入は急激に増加し、戰前五ヶ年の關稅平均收入は一億ルピーであつたが、一九二一—一九二二年度の關稅收入は三億五千萬ルピーに上つて居る。従つて國庫の全收入中關稅の占むる地位は非常に重要となつて來た。即ち戰前五ヶ年間の關稅收入の全收入に對する割合は一割四分七厘であつたが、一九二一—一九二二年度に於ては此割合は三割一分、即ち倍額以上となつた。素より此等の收入増加は物價騰貴に原因する點もあるが、又所得稅が一九一

五年以來大に引上げられ、國民は今や其負擔の極度に達せりとの考へを抱き直接税に反對したので、勢關稅其他の間接税に依らねばならなかつたからである。

然しながら此と同時に考へねばならぬことは印度の關稅は漸次保護の要素を加味しつつあることである。現に一九一七年の關稅改正に於て綿布關稅を七分半に引上げたるに對し、印度綿布の消費税を三分半に止めたるが如き、更に一九二一年外國綿布關稅を一割一分に増加せるに對し、印度綿布の消費税を依然として三分半に止めたるが如き、又一九一九年獸皮に輸出税を課し、且つ此輸出税につき英帝國向と其他の外國向との間に税率の差等を設けたるが如き、若くば數次の關稅改正により税率を細分し其間に差等を設くること多くなれるが如き、明かに印度の關稅改正は收入増加以外の原因に基くものなることを示すものである。印度の大藏大臣はかくの如き關稅増徴をなすに當り常に其目的が收入増加に在つて從來の關稅政策の方針を變更するものでないことを辯明これ努めて居るけれども前記の諸事實に之れを照すときは、財政上の必要ある際に、名を財政に借りて内地産業發達の機會を作るものなりとの批評を受くるも辯明の辭なかるべしと思ふ。

印度に於ける保護貿易思想の發達は相當古いことである。元來印度は原料に富み、人口多きに拘はらず、久しき間、英國本國品の市場として利用せられて來た。而して印度の輸出品の大部分は原料であつて、輸入品の大部分は精製品である。これは極めて不自然な經濟發達の狀態であつて、畢竟從來の經濟政策が英國の利益を本位として立てられて居たからであるとの見解が近時印度人の間に國民的自覺が盛んとなるに及びだん／＼擴まり、印度國內に産業を發達せしむるが爲めには是非保護政策を採るべしと主張する者が生じた。レネードの保護貿易論の如き、其最も有力なるものであり、智識階級に於ては此の見解に賛成する者頗る多くなつた。然し印度は英國の殖民にして、自ら關稅を改正する權限なく、關稅引上を英國政府に提議するも、其承認を受くること困難であつたから、一九〇七年頃より所謂スワデシー運動なるものが起つた。それは印度が國家として其産業に保護を與ふること能はずとせば國民が自ら國產を使用して印度産業を保護せねばならぬといふのであつて、印度の前大藏大臣ウキルソン氏の如きも其熱心なる主張者であつた。

かくて印度有識階級の人々の關稅自主權を要求する希望が益々盛んとなり、一

九一三年三月の印度立法議會に於ては之を明に要求するに至つた。他方に於て歐洲戰爭の經驗は産業自給の必要を益々痛感せしむるに至つたので、一九一六年三月印度立法議會に於て Sir Ibrahim Rahimtoola の動議に依り、關稅改正の要求が最も明白に建議となつて現はれたのである。而して之に對し印度工業調査會が設置せられた。此の調査會の權限については關稅保護問題にも及ぼすべしとの主張があつたが、然し印度は關稅増徴について自立權を持つて居ない。之を得んが爲めには憲法を改正せねばならぬ。憲法の改正を要するが如き事柄について調査會が決議をなすことは不穩當であるとして關稅問題は遂に工業調査會の權限より除外せられたのである。然しながら保護貿易の要求は益々盛んとなり、遂に印度の憲法改正に際し英國は印度の關稅自主權を認めねばならぬことゝなつたのである。

印度に於ては、所謂印度獨立の國民運動をなす者次第に増加し、且つ印度が戰時中本國に對し非常なる貢獻をしたので、本國と印度間の關係を親密にし、印度の人心を緩和するが爲めには憲法の改正を必要と考へ英國議會は其調査委員を任命し此の委員の建議に基き印度憲法の改正を行つたのである。

印度の新憲法に於ては、法文上は印度に財政自主權を認めて居らぬ。従つて關稅の改正は英國議會及び印度事務大臣の承認を受くべきものとなつて居る。然しながら事實上に於て印度の議會及び政府が決定せる關稅改正については英國は容喙せざることを認められるやうになつたのである。而して此の大なる變革を惹起したについては一九一九年十一月英國上下兩院の印度憲法調査委員の報告が與つて力あるものである。其一節に曰く「印度關稅政策が英國の貿易の利益の爲めに、英國政府に依つて定めらるゝといふ思想程、英印間の親善關係を脅威するものはない。現今かくの如き思想の有することは疑ひを容れぬ。將來に於てかくの如き思想を抱かしめてはならぬことも亦明かである。印度が大英帝國會議に参加するやうになつたのは印度に對し大英帝國の各部との間に關稅協定をなす機會を與へたけれども、自ら立法する權限なくては、協定を行ふことは事實上不可能である。此の問題の満足なる解決は、印度政府に對し、英帝國の構成部分として印度の必要に最も適する關稅を定むるの自由を與ふことに依てのみ得られる。然しこれは印度政府を支配する英國議會の最高權及び皇帝の否認權を制限せずしては行はれぬ。然るにかゝる制限をなす法律は英帝國の何れにも存せ

ぬ。故に此の問題は只取極を承認することに依つてのみ保障せられるものである。……委員の意見にては印度事務大臣は印度政府及び印度議會の意見一致せるときは關稅問題については出來得る限り干渉を避くべきである。若し假りに干渉を行ふとするも、それは英帝國の國際的義務若くは本國政府が當事者たる英帝國內の關稅協定の保護に必要な場合に限るべきである」と。

前述の意見は一九二一年に至り正式に英國政府の承認する處となつた。前に述べたるが如く印度は此の改正憲法の精神に基き一九二一年關稅の引上を行つたのである。此の關稅改正に於て綿布輸入稅は七分半より一割一分に引上げられ而かも印度綿布の消費稅は依然として三分半に止められたので、其影響を受くこと最も多いランカシャーの綿業者は此の關稅引上に反對し英國政府の力を以て關稅の引下を行はんことを陳情したのであるが、之に對し印度事務大臣は曰く英國議會の兩院の權威ある調査委員の報告竝にカーゾン卿の上院に於ける約束ありたる今日、余は英國が賢明にも印度に與へたりと考へ且つ之を維持せんと決心せる權利に干渉することは絶對的に不可能である。其權利とは即ち印度政府が印度の利益を第一に考察することである。恰も英本國が英帝國の他の部分

より何等の容喙を受けずして、又英帝國の他の部分が本國より何等の容喙を受けずして各其人民の利益を第一に考へ、其必要に最も適すと信ずる關稅政策を採用し來れるが如く、印度にも等しく關稅自主權を與へんとするものである。而して印度の要求に依り、此の陳述は公文を以て印度政府に送られ、かくて印度は關稅自主權を與へられ、前述の一九二一年及び一九二二年の關稅引上を英國の干涉なくして行ひ得たのである。此政治上の大變化が印度の關稅に保護政策を加味するに大なる機會を與へたものである。

四

かくの如く最近印度の關稅改正を起したる原因は財政の不足を告げたと産業保護の要求が盛んとなりたと、憲法改正により事實上印度が關稅自主權を得たるに基くものである。而して印度が自主的に關稅を増徴することゝなれば、英國としては戰時中英帝國會議に依つて認められたる帝國特惠關稅主義を印度に認めしむるに力を致すであらう。又印度としても特惠關稅問題は極めて古い問題であるから、更めて新しい事情の下に之を研究する必要がある。且つ保護政策

についても其可否等を詳細に研究する必要を感ずること切實となつたので、印度政府は此等の要求に耳を傾けて一九二一年十月七日印度財政調査會を設け、*Mr. Ibrahim Rahimtoola*を委員長とする十二名の調査委員を任命し、凡ての利害關係を考察し印度の關稅政策帝國特惠關稅問題を含むを攻究して、建議すべきことを命じた。此の調査委員は國內各地を巡歴し利害關係者の意見を聴取したる後、一九二二年七月六日其報告書を提出した。

此の調査委員の多數意見は印度に於ける工業の發達は其國土人口及び天然富源の大に伴つて居らぬ。印度の工業を著しく發達せしむれば國民全體に大なる利益を齎すべしとなし次の如き具體的政策を建議して居る。

(第一)保護政策。

(a) 印度政府は保護政策を採用すべし。但し保護は本報告に示せる方針に従ひ差別して與ふること。

(b) 差別は保護すべき工業の選擇、保護の程度につきて行はるべきこと。之れによりて保護の爲めに避くべからざる社會の負擔を工業の相當なる發達と兩立し得る限り、なるべく軽くするに注意すべきこと。

(c) 關稅委員會は保護の要求を審査するに當り、次の標準を探ること。

(一) 其工業が天然的利益を有するや。

(二) 保護なくしては該工業は全く發達する見込なきか、又は望ましき程度に速に發達する見込なきか。

(三) 該工業は結局保護なくして、世界競争に對抗し得るに至るや。

(d) 原料及機械は原則として、無税とすべし、印度工業に使用せらるゝ半製造につきては關稅をなるべく輕くすること。

(e) 國防に必要な工業にして、印度の事情が其發達に不利ならざる工業に對しては、必要な場合に、十分なる保護を與ふべし。

(f) 輸出税は原則として單純なる財政上の目的の外課すべからず。此場合に於ても、其稅率を甚だ輕くすること。但し食用穀物の輸出を制限する必要ありと認むるときは、かゝる制限は一時的輸出税を課することにより行はるべく輸出禁止によりて行はるべからず。

(第二) 關稅委員會

關稅委員會を新設すること。其職務の主なる事項は個々の工業の保護の要

求を調査すること關稅實施の狀態に注意すること及び一般に上記の政策を實行する爲め政府竝に議會に建議をなすこと。

(第三)特惠關稅問題

(a) 英帝國の各部に對し凡ての貨物につき特惠關稅を認むる制度を採用すべからず。

(b) 或限られたる商品に特惠關稅政策を採用すべきやの問題は關稅委員會に於て豫備調査を行ひたる上印度議會の承認を求むべし。

(c) 上記の政策採用せらるゝならば其適用は次の原則により支配せらるべきこと。

(一) 如何なる貨物に對しても議會の承認なくして、特惠を與へざること。

(二) 特惠關稅の爲めに如何なる方法に於ても印度工業の必要とする保護を弱くせざること。

(三) 特惠關稅の爲めに差引相當大なる經濟的損失を印度に來さざること。

(d) 英本國に與へ得べしと思はるゝ特惠は無償にて與ふること。

(e) 英帝國の他の部分に對する特惠は相互に利益を得べき協約に基きてのみ

與ふべきこと。

(第四)綿布消費稅。

現行綿布消費稅は其過去の歴史及び聯想に鑑み、全然之れを排斥すべく政府及び議會は新しく印度の利益のみを考慮して消費稅政策を建つること。

附帶決議

(一)海關稅法第二十條の規定を廢止し、關稅は政府に屬する物品にも課するを原則とすべし。

(二)船舶運賃割引、爲替相場の下落、輸出獎勵金の如き不當なる利益を受くる外國品につきては更に調査し出來得るならば之を除くこと。

(三)初等教育に於て、一層工業的方針を採用し、徒弟を訓練する機會を與へ、勞働の可動性を増加する機關を設くることによりて工業の發達を計ること。

(四)外國資本の自由流入に對し障害を設くべからず、但し政府の專賣及び特許はルビー資本を以て印度に於て設立登記せられたる會社に限り與ふべきこと而して此種の會社は相當割合の印度の取締役を有し、印度の徒弟を教育する便宜を與ふること。

(五)關稅は原則として報復又は侵略の爲めに之を利用すべからず。

(六)關稅は曖昧の點なからしむる目的を以て精密に規定せらるゝこと。從量稅及び關稅評價制度は細密の注意を以て擴張せらるべきこと。

而して此報告に對する方針を決定する爲め印度下院は本年二月廿六日五時間に互り討議を行ひ結局左記四項の決議を可決した。

(一)印度產業の發達を合理的に助成すべき方針を以て財政調査會決定の主義を認むること。

(二)保護主義の適用に關しては國家必須の歲出を充し且つ現に政府歲入の大部分が輸出入稅及消費稅に由れることを考慮すること。

(三)保護主義の適用に關しては人民の幸福と其保護を考量し、差別的適用を爲すこと。

(四)是等の決定實行の爲め第一着手として一年を出でざる期間を附し關稅委員會を設置すること。右關稅委員會は純然たる調査並に助言の機關にして三名を超へざる員數より成り其内一名は政府の官吏より任命せらるること。かくて印度に於ける關稅政策は次第に保護政策に移りつゝあるのである。

五

然らば如何なる方法にて此等の決定方針が實行せられるであらうか。此點に關し豫想を試むることは困難であるが、今印度財政調査會の報告書に基き其意見を(一)保護稅主として輸入稅(二)特惠關稅(三)輸出稅(四)内地消費稅の四つに別ちて述べよう。

先づ第一に輸入稅については前述の如く現在の制度は一割五分稅を一般稅率とし、此上下に例外を設けて居る。而して一割五分より高いものは收入増加の爲め、低いものは工業及一般社會を害せざる爲めに斟酌を加へたのである。今假りに現行稅率を改正するとして採用すべき大體方針は全然現制度を離れ理論より見て正しいと考へられる學理的關稅率表を作るのではなくして、現制を基礎として財政關稅及保護關稅を混成せる制度を立つるのである。而して現在の稅率は財政關稅の基礎として採用することゝし、今後保護を與ふべしと決定せられたる貨物については此稅率に増率する。勿論、保護を加へられない貨物も多數あるから、結局財政關稅と保護關稅とが存在することゝなる。而して財政關稅に屬するものは財政の都合により時々政府が之を増減することを得るも、保護關稅に屬す

るものは前に述べたる保護方針に依るにあらざれば、之を變更することを得ない。若し財政上の必要の爲めに保護に必要な税額以上に課税を爲すを要する場合には此附加税に伴ひ内地生産品にも消費税を課するを適當とする。

如何なる貨物に保護を與ふべきや、又其税率を幾何とするやについては印度財政調査會は具體的に之を指示して居らぬ。之は別に適當にして公平なる少數の委員より成る關稅委員會をして決定せしむることとして居る。但し保護を與ふる前に保護を受くべき工業が次の三條件を充たすことを要する。

(一)該工業は原料の供給大なるとか、動力を安く得られるとか、國內市場大なるとか、所謂天然の利益を有せねばならぬ。以上列記の天然の利益の重要さは工業の異なるに従ひ異なるから、之は各工業について考察せねばならぬ。

(二)該工業が保護なくしては全然發達の見込ないか、又は國家的見地より考へて早く發達するを望ましと思ふ程度に速に發達する見込がないこと。

(三)該工業が結局保護なくして世界競争に對抗し得るに至るべきことである。補助的條件として前三項の如く重要ではないが、(一)該工業に於て大規模生産の利益を收め得ること、(二)結局一國の需要を國內の生産により充し得るに至るや

うな場合には保護を與ふるを有利とする。

關稅率決定の問題は關稅委員會の最も困難とする處であらう。之れには十分に事實を調査して決定を與へねばならぬ。即ち課稅の目的が全然放任しては發達せざる工業を發達せしむるにあるか、又は放任しても結局は發達すべきも速に發達せしむるにあるかにより稅率は異なるであらう。又大體に於て稅率は印度品と外國品との生産費の比較により之れを定むべきであるが、印度の生産費の大なる原因が直ちに矯正し得べき種々の事情に存することもあるから、餘り保護を大にして刺戟を少くし、印度工業の能率不良の状態を永く續かしめるやうなことがあつてはならぬ。又工業所在地の不利より生産費が高くなるやうな場合には其爲めに保護稅率を高くすべきではない。

以上は一般工業保護の標準であるが、特殊の工業又は貨物について調査委員會の報告書は大體、次の如く述べて居る。

(一)軍需工業。一般保護の原則より離れて國防上缺くべからざる工業にして印度に起し得べきものは保護すべきである。何が此種の工業なるかは主として軍事當局者の決定すべき處である。軍事上重要ではあるが、國防上缺くべからずと

迄は言へぬものがある。此等は保護の利益と弊害とを考量して保護すべきや否やを決定すべきである。調査會は軍事當局者の説明に依り軍需工業中第一位たる鐵工業について鉄鐵は保護を與ふる必要がないと考へる。鋼鐵の保護問題は關稅委員會の第一に決定を與ふべき問題である。皮革及皮革製品、銅、亞鉛、硫黃、ア
ンモニア、精製グリセリン、ワセリン、護謨製品等についても研究を要する。然し必ずしも關稅を以て保護せよといふのではない。否、關稅以外に又は關稅の上に獎勵金其他の補助の形式を採ること一層良き場合もあるであらう。紐狀彈藥の官營工業については保護を要しない。

(二)基礎工業。これは鐵及鋼鐵、或種の化學藥品、或種の鑛物、機械油等他の工業の發達の基礎たるべき工業をいふのであつて、之れが發達を計る爲めには補助金を與ふる方よろしい場合が多い。關稅によつて保護を與ふべきや否やは個々の工業の經濟よりは國民經濟上の見地より考察して決定すべきものである。

(三)機械。機械に對しては現今一般に二分半の稅を課して居るけれども、之れは關稅を免除し、印度機械工業の保護は補助金制度に依るを可とする。但し例外として黃麻工業の如く印度の獨占工業にして之に使用する機械に關稅を課しても

製品の競争力を弱むることなく、却て黃麻機械工業の發達を促し得べきものは此限ではない。財政關稅として課して居る二分半稅も出來得る丈速に之を廢止すべきである。手又は動物に依り動かす機械は現今一割五分の稅を課せられて居るが、之れも動力機械と同様に取扱ふべきである。尤もタイプライター及び裁縫機械は此限ではない。電氣傳導裝置は一割五分の關稅を課せられて居るが、これ亦二分半の機械關稅率と同様になすべきである。

(四)原料。印度に於て最も幼稚なる手入れしか加へられざる原料例へば種子を取りたる棉花、トツプス、生護謨は無稅とすべきである。硫黃、コブラは現今、輸入稅を課せられて居るが、之れは廢止すべきである。食用穀物について課せられて居る二分半の關稅は不用なるものである。又油種子には一割五分稅を課して居るが、之も廢すべきである。繭については關稅を廢止すべきや否やは疑問である。

(五)石炭。印度には炭坑はあれど資本がない。従つて石炭業を保護に依つて起すべしと主張する者はあるけれど、此は國民全體の利益より觀て寧ろ無稅とすべきである。石炭には一九一六年以來一噸八アンナの稅を課して居るけれど、此は出來得る丈速に廢止すべきである。

(六)半製品 半製品に關稅を課することについては、半製品工業と精工業との間に利害關係を異にすることが多い。従つて半製品の課稅については十分注意し關稅委員會の決定に俟たねばならぬ。然し概して言へば保護の方法は補助金に依るをよしとする。綿絲輸入稅を廢止すべきや否やの問題も關稅委員會に於て決定すべきものである。

上述の如く印度財政調查會の決定に依れば保護は或種の工業を選びて與ふべしといふことになつて居る。而して其選擇を完全に行はしめる爲め關稅委員會を設ける。該委員會の職分は種々あるが、就中 (一)工業の保護要求に對し保護を與ふべきや否やを調査決定する (二)保護すべしとせば、關稅賦課に依るべきや、又は獎勵金に依るべきや。關稅賦課に依るべしとせば、其關稅率を幾何とするかを決定する。 (三)保護の結果を監視し、保護方法の變更を必要なりと認むるときは其建議をなすこと。 (四)保護するも効果なしと認むるときは保護を廢止する。 (五)財政關稅を半製品等に課せんとするときは關稅委員會に相談し、保護政策の立場より觀たる其意見を聽きたる上にて決定することゝして居る。従つて關稅委員會は印度保護關稅制定について非常に重要な地位を占むるものである。

六

英帝國特惠關稅問題は前世紀の終頃よりの問題である。印度に於ては一九〇三年印度の立場から、特惠關稅の利害を照會せられたが、當時調査の結果、印度は英帝國に對し幾分か特惠を與ふる餘地あるが、其代償として英帝國より特惠を受くべきもの甚だ少い。特惠により多少英帝國との貿易を増加し得る利益があつても、其他の諸國との貿易に於て失ふ處多いから、結局特惠關稅は印度の利益でないといふ結論に到達した。従つて加奈陀、濠太利、新西蘭、南阿聯邦が英國に對し特惠關稅を認めたが、印度は其輸入稅が前記の自治領に比して安い爲めでもあつたが、本國に對し特惠を與ふる制度を採用しなかつたのである。處が此度の戰爭により英帝國の結合を強固にする必要を感じたのと、食料原料並に製品につき英帝國内に自給政策を實現せんとする希望が強くなつた爲め、一九一七年の戰時帝國會議に於て英帝國の各部が他の部分の生産品及製造品に特惠を與ふべきことを決議するに至つた。而して一九一九年には從來殖民地よりは特惠を受けながら、自分の方で特惠を與へなかつた英本國は輸入稅を課せる凡ての貨物につき英帝國の各部に對し特惠關稅を認むるに至つた。そこで濠太利及び新西蘭は從來與へ

て居つた特惠關稅率を増加し、又王冠殖民地も此問題を研究するに至つた。印度も此大勢に影響せられ一九一七年以來特惠關稅が再び問題となつて來た。而して一九二〇年には之れが爲めに調査會を設けて研究せしむることになつた。此調査會の報告は斷定的に特惠關稅の是非を述べないで、更に廣汎なる調査研究をなすべき機關を設くべきことを建議したのである。かくて一九二一年の印度財政調査會に於ては特惠關稅問題をも調査事項の中に入れて研究することゝなつた。さうして此度は既に述べたるが如く特惠關稅主義を認め、只之を實行するに於ては特惠を與ふべき貨物を選択し、且つ相手國により差別的に之を與ふべしといふことになつたのである。

抑、印度の貿易状態を見るに、大體製品を輸入し、原料、食料を輸出して居るのである。即ち輸入品の七、八割は製品であるから、特惠主義を採用せば相手國の受くる利益は大である。處が印度の輸出品の七割は原料及食料であつて、此等は大體無税又は輕税を課せられて居るに過ぎないから、外國に於て特惠關稅を適用せられても此に依り印度の受くる利益は少い。一例として英本國との關係を述べれば、印度が特惠關稅を採用するならば、英國に於て茶、コーヒ、煙草について、特惠關稅の

適用を受くることが出來て、六分の一の稅を輕減せられるが、此等は印度に對し實際上大なる利益を齎さない。之に反し印度は英國に對し特惠を與ふる餘地が頗る多いのである。然し特惠關稅は印度工業保護の目的に背馳してはならない換言すれば、特惠を與へても、尙且つ印度内地の産業を保護し得るやうに一般稅率を定めて置かねばならぬ。従つて特惠國以外に課する稅率は保護に必要な程度以上に定めなければならぬ。これは消費者の負擔を増加するものである。従つて特惠は凡ての貨物について與ふべきではなくて、比較的少數の貨物に限るべきである。而してかゝる貨物を選むに當つては英國の製造業者が既に印度市場の大部分を得意とし、特惠を與ふれば早く印度市場の全部に手を延し消費者の負擔を速に輕くし得るやうなものを選ぶべきである。けれどもかゝる工業は甚少い。英國として特惠を與へらるゝことを欲するものは、染料、自働車、電氣機械、煙草、藥材、ゴムタイヤ等である。此外、鐵及鋼鐵、機械、金物、刀物等についても、英國は米國の競争を受け又綿絲、綿布については多少日本の競争を受けて居るから、印度が保護政策を採るに至つたならば、此等の物についても特惠關稅を求むるに至るであらう。而して如何なる貨物につき如何程の特惠が與へらるゝかは關稅委員會

の決定に依るべきものとせられて居る。

七

次に輸出税は印度に於て早くより存在し、一時は米の輸出税の外廢止せられたが、戰時財政の必要に迫られて、更に復活したことは前に述べた處である。即ち現今輸出税は米、原料黃麻及び黃麻製品、茶、及び獸皮に對し課せられて居る。然し大體、輸出税は收入増加の目的の場合でも良きものではない。それは獨占品の外は内地生産者に轉嫁せられて、生産の發達を防ぐことが普通であるからである。加之、印度の場合には輸出の減少に依り輸入超過を惹起するからである。輸出税が産業保護の爲めに課せられる場合でも、又等しく良きものではない。それは外國の反感を惹起し、内地生産者を害し、且つ保護の目的を達するに有効ならしめんが爲めには甚だ高くせねばならぬ傾向があるからである。従つて輸出税は印度獨占品又は半獨占品に對し、財政の目的の爲めに低率を課する場合のみは認めらるべきである。これを具體的に言へば黃麻の輸出税は之を繼續するも可なれど、茶の輸出税は之を廢止すべきである。茶は印度獨占品ではなくて、之が輸出を妨ぐることに依つて瓜哇茶の勢力範圍を擴張さすからである。米も亦印度の獨占

品でないが、印度の競争國たる印度支那、暹羅も輸出税を課して居り、且つ輸出税率は小であるから、財源として殘し置くも可である。獸皮の輸出税は保護税であるから、不可である。只印度の山羊皮は多少半獨占性を有するから、關稅委員會が適當と認むれば低率を課するもよい。其他の獸皮の輸出税は廢止すべきである。

其他現在迄提議されたる棉花、油種子及び小麥の輸出税には反對である。差別輸出税も亦不可である。これは一九二一年九月國際聯盟の假經濟財政委員會の原料輸出禁止及び差別待遇廢止の決議に反するから、已むを得ず報復手段として用ふる外濫りに設くべきではない。従つて現行獸皮の特惠輸出税は廢止すべきものである。(註二)

最後に内地消費税の問題は種々の經緯及び歴史を有するが凡て此等を離れて全く新しき問題として取扱ふべきである。此問題について關稅委員會に調査を命じ、其提案に基きて議會が之を審議すべきである。然し大體に於て綿布消費税は之を撤廢するを可とする。

八

印度財政調查會の報告に基き、印度の關稅政策を實行するにつき關稅委員會が

如何なる決定をなし、印度議會が之れに對し如何なる態度を採るやは將來の問題であつて、今豫測することが出来ないけれども、兎に角印度の保護政策及び特惠主義並に綿布消費税の決定如何は我國の對印重要輸出品たる綿布綿絲、燐寸、絹織物、硝子及び硝子製品、莫大小類金屬製品、セメント、被服類、小間物、文房具、砂糖、塗料及び顏料、電氣製品等に重大なる關係を有するを以て、本問題の經過には深甚なる注意を拂はねばならぬ。

私見に依れば我國は從來產業上後進國の筆頭に位して比較的粗工業品を後進國たる支那及び印度に供給して外國貿易上の利益を得來つたのである。然るに今や此等の後進國は產業的にも政治的にも自覺し始め、自國に於て產業を起し自給の策を立てんとする兆候を呈するに至つた。而して我國より供給する粗工業品の如きは關稅其他の保護方法を以てすれば、國內にて之を生産すること必ずしも困難でなからう。印度は既に上述の如く保護に依つて產業自給を計らんとして居る。印度の行ふ處又遠からずして、支那の行ふ處となるであらう。一葉落ちて天下の秋を知る。我國は今に於て、此の新しき形勢に對應するの策を講ぜなければ臍を嚙むも及ばぬであらう。(註二) 而して之が對應策として根本的に必要な

ることは我國の工業組織を改良し、勞働能率を増加し、漸次精工業の方向に進むことである。又外國に資本を移すことは甚だ好まじきことではないが、場合によつては印度に我國の資本を移すことを辭すべきではない。此の點につきては印度財政調査會が外國資本の自由流入に對し、障害を設くべからずとして居るのは都合よきことである、但し日本の資本を英國の資本と同様の待遇をなさしめるにめねば努ならぬ。

上述の如く印度は正に産業上、一大變化を來さんとしつゝある。従つて此の國の貿易狀態乃至商業政策については常に深甚なる注意を拂ふべきである。然るに從來我國官民の印度の關稅改正其他に對する態度動もすれば手遅れの憾がある。又我國の政策につき誤解を抱かしめて居る點なきにあらず。従つて私は印度貿易に關係ある有能なる商工業者が印度視察團を作つて、彼の地に渡り實際上の調査を遂ぐると共に、兩國民の接觸に依つて誤解を解き親善を進め、印度關稅政策及び其影響を緩和するに努むること甚だ必要なりと信じ、此の機會に此を提言せんと欲するのである。

(註一) 本講演後海外電報の報する處に依れば印度は獸皮の輸出税を五分に引下げ、六月一日より之を實施することゝなつたとのことである。

(註二) 此の點はエノミスト第六號及び七號掲載拙稿「我國經濟發達の「一轉期」」に稍詳しく述べて居る。